

雇児総発1028第1号
平成27年10月28日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
（公印省略）

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた
警察・検察との更なる連携強化について

児童相談所における調査については、子どもの気持ちに配慮しながら情報の収集を行うことが重要であり、特に子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解し配慮するほか、話を聞くことが子どもにとって出来事の再体験となる「二次的被害」を回避又は緩和するなど、子どもに与える負担をできる限り少なくすることが必要である。

また、児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置を講ずるに当たり、子どもに対する面接について、暗示や誘導等を排除した適正な技法により行うことで、当該措置の根拠となる情報を得ることが必要である。

このため、これまでも「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）において、性的虐待への対応として、「被害事実確認面接」の技法について紹介してきたところである。

今般、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察（以下「3機関」という。）が連携を強化し、個別事例に応じて、3機関を代表した者1名による面接（以下「協同面接」という。）の実施を含め、調査や捜査の段階で、可能な限り、子どもから同じ内容の話を繰り返し聴取しないなど、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議・実施する取組を試行的に実施することについて、下記のとおり通知するので、貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、管内の児童相談所に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。また、

最高検察庁刑事部長から「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」（平成 27 年 10 月 28 日付最高検刑第 103 号）が各地方検察庁次席検事へ、警察庁から「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」（平成 27 年 10 月 28 日付警察庁丁刑企発第 69 号ほか）が各都道府県警察等へ、別添のとおり発出されたことを申し添える。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 趣旨

子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、3機関が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接の実施を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について3機関で協議・実施する取組を試行的に実施する。

2. 担当者の設定

児童相談所においては、当該取組に関する担当者を定め、警察・検察の担当者と日頃から緊密に子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法の在り方等について情報交換を行う。

3. 面接・聴取方法等を協議することが必要な事例

（1）児童相談所において把握した事例

刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、児童相談所において、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、3機関で協議することが必要と判断した事例

（2）警察・検察において把握した事例

刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、警察・検察において、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例

4. 3機関による情報共有及び協議

児童相談所においては、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議することが必要と判断した事例について、可能な限り速やかに警察・検察の担当者に情報提供を行う。

また、警察又は検察からも、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例について、児童相談所及び警察又は検察の担当者に情報提供が行われることとされている。

このように情報提供が行われた事例については、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議する。

5. 協同面接

3機関による協議の結果、協同面接を行うこととした場合は、(1)及び(2)に留意しつつ、適切な方法で協同面接を行う。

(1) 協同面接の実施場所

3機関を代表して面接する者以外の者が、モニター画面又はワンウェイミラーを通じて面接を観察することができるなど、協同面接を適切に実施することができる環境が整った実施場所について、あらかじめ3機関が選定しておき、協同面接の実施に際し、適宜適当な場所を選択する。

(2) 協同面接の手法

児童相談所においては、「子ども虐待対応の手引き」や「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」(平成23年3月)の被害事実確認面接の手法を参考にして、協同面接を実施する。

6. 厚生労働省への報告

都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、別に定めるところにより、3機関間で情報提供が行われ、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を協議した事例について、その協議結果に基づく取組の実施状況を厚生労働省に報告する。

7. その他

本取組については、状況に応じて、効果的に行われるよう実施方法を適宜見直すこととする。